



令和 7 年 6 月 2 3 日
九州地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局は、本日、株式会社金子工業（長崎県長崎市）に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

【問い合わせ先】

九州地方整備局 建政部 建設産業課長 こうだ 國府田 直昭（内線 6 1 4 1）
建設産業課長補佐 しらはま 白濱 幸徳（内線 6 1 3 0）
電話番号：092-471-6331（代表） 092-409-4201（直通）
FAX 番号：092-476-3511

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局長は、本日、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
株式会社金子工業	国土交通大臣許可 (般-6) 第27700号	道辻 栄子	長崎県長崎市

2. 処分内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し

(1) 許可番号

国土交通大臣許可（般-6）第27700号

(2) 建設業の種類

土木一式工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、
舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業

3. 処分理由

株式会社金子工業の役員が、建設業法第8条第12号に規定する欠格要件に該当することが判明した。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。